

(仮称) 感染拡大防止臨時支援金に関するお問い合わせについて

問1 ショッピングモールに入居していますが、要請に応じて休業した場合は対象となりますか。

答1 ショッピングモール等集合施設にテナントとして入居している休業等の対象施設であって、要請に応じて協力いただいた場合は、対象となります。

なお、休業要請の対象外の業種（診療所、歯科、美容院等）がショッピングモール等集合施設全体の休業に伴い営業を続けられなくなった場合については、対象となりません。

問2 複数の施設を持つ事業者は、全施設を休業等する必要がありますか。

答2 要請の趣旨を御理解いただき、休業等の対象となる全施設の休業等に御協力をお願いします。

なお、施設Aが休業対象、施設Bが休業対象外の業種である場合、休業するのは施設Aだけで構いません。

問3 4月23日以前から自主的に休業していますが、引き続き5月6日まで休業した場合、支援金の対象になりますか。

答3 感染拡大防止のために休業等を行っていただいた場合は、対象となります。

問4 一つの店舗に休業要請対象と要請対象外の事業が混在しています。どのような場合に、支給対象となりますか。

答4 例えば、宝石類（休業要請対象）と眼鏡（休業要請対象外）が混在している場合で、宝石類を明確に区分して休業する場合、支給対象となります。

問5 もともと、朝5時から夜20時の枠内の営業である飲食店は対象になりますか。

答5 そのままの営業時間であれば対象になりませんが、さらに、休業した場合や営業時間の短縮を行った場合は、支援金の対象となります。

**問6** まだ事業を始めたばかりですが、休業に協力した場合、支給対象となりますか。

**答6** 緊急事態措置期間開始より前（2020年4月23日以前）の営業活動が確認できる場合（開業届等）は対象となります。

**問7** 休業要請を受け、支援金の確認となる休業期間は。

**答7** 休業要請期間は、4月23日からの開始なので、基本的に、4月23日から休業をお願いしたいと考えていますが、店舗等の仕入れの状況などから、どうしても23日からの休業が困難である事業者もあると考えられることから、支援金の対象としては、4月25日から5月6日まで、すべての期間を休業している場合とする予定です。

**問8** 休業等の状況はどのようにして確認するのですか。

**答8** 休業要請期間中の休業等の状況については、休業する事業所等の名称や状況（休業の期間、営業時間の変更等）がわかるHP画面、店頭ポスター、チラシ、ダイレクトメール等の書類（写し可）を提出いただき、確認する予定です。